

# 国・県の規制と市条例による規制比較

区分	第一種施設										第二種施設									
	学校・病院・児童福祉施設等、行政機関										左記以外の多数の者が利用する施設									
	18歳以下の子どもが主に利用する施設				大学、病院等受動喫煙による健康を損なう恐れが高い者が利用する施設				国及び地方公共団体の行政機関				第一種施設を除く地方公共団体の施設			事業所、公会堂、飲食店など				
	市・民間所管施設		国・県所管施設		市所管施設		市所管外施設		市所管施設		市所管外施設		市所管施設		市所管外施設		屋内	屋外		
屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外			
国 健康増進法		×		×		×		×		×		×		×						
県 受動喫煙防止条例	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
市条例 (R3年7月1日施行) ※赤字は市上乗せ分		×		【努力義務】		×		×		×		×	×	×	×					
		①特定屋外喫煙場所設置不可 ②隣接道路喫煙不可【努力義務】		隣接道路喫煙不可【努力義務】		特定屋外喫煙場所は設置不可		特定屋外喫煙場所は設置不可【努力義務】		特定屋外喫煙場所は設置不可		特定屋外喫煙場所は設置不可【努力義務】		喫煙専用室は設置不可		喫煙専用室は設置不可【努力義務】		喫煙不可【努力義務】		
主な施設	公私立幼稚園・保育所・こども園、小学校、中学校、ひまわり、めつく、はぐくみ、放課後児童クラブ、笠原児童館、カンガルーのぼっけ、子育て支援センター等  小・中学校、高等学校		袋井高校、袋井商業高校、袋井特別支援学校等  保育園(所)・幼稚園・こども園		聖隷袋井市民病院  開業医		東海アクセス看護専門学校、静岡理科大学、開業医、薬局、介護老人保健施設等  大学		市役所、総合健康センター、浅羽支所(浅羽保健センター含む)  市役所、本庁舎、支所		法務局、袋井土木事務所、袋井警察署、消防庁舎  警察署、消防庁舎		コミュニティセンター、図書館、給食センター、体育館、メロープラザ、月見の里学遊館、白雲荘、風見の丘、野球場、公園等  コミュニティセンター、野球場		中遠聖苑、中遠クリーンセンター、エコパ  公園、体育館		交番、公会堂、駅、スーパー、ドラッグストア、飲食店、コンビニエンスストア、銀行、企業・事業所、遊技場等  企業・事業、公会堂、飲食店		※1 既存特定飲食提供施設(個人又は中小企業が経営し、客面積が100㎡以下)は、喫煙可能である旨を掲示することにより、喫煙専用室を設けなくても喫煙可能となる。	
	敷地内完全禁煙 ※市所管外施設 喫煙場所設置不可及び敷地外隣接道路喫煙不可(努力義務)				敷地内完全禁煙 ※市所管外施設 喫煙場所設置不可(努力義務)				敷地内完全禁煙 ※市所管外施設 喫煙場所設置不可(努力義務)				敷地内完全禁煙 ※市所管外施設 屋外での喫煙不可(努力義務)				屋内原則禁煙 ※市条例は対象外ですが、改正健康増進法、県条例の規制はかかりま 			